

家庭系指定ごみ袋の販売店舗における 在庫不足に伴う臨時対応について

市指定「可燃ごみ袋」を入手できない方を対象に、市指定可燃ごみ袋以外の袋を利用されたごみでも収集します。

※指定ごみ袋をお持ちの方は、通常どおり指定ごみ袋を使用してごみを出してください。

臨時対応実施期間

令和8年6月1日～令和8年8月31日

臨時対応期間中は、以下のとおりごみを出すことができます。

OK

透明・半透明の袋であれば使用できます

中身が確認できる透明または半透明の袋に入れて、これまでどおり分別してお出してください。

使用できる袋の例

- 色：市販の透明、半透明の袋
 - 大きさ：内容量20ℓから45ℓのもの
- ※1 袋に大きく『可燃』と記載して出してください
- ※2 中身が確認できる袋で出してください



NG

以下の袋は使用できません

収集作業や分別確認に支障が生じるため、使用しないでください。

黒色の袋



色付きの袋
(中身が確認しにくいもの)



レジ袋(中身が見えないもの)・
不透明な袋



！ お願い

- ごみは必ず分別し、収集日当日の朝8時までに決められた場所に出してください。
- 袋の口はしっかり結んでください。
- 「家庭系不燃ごみ」および「事業系ごみ」は、今回の臨時対応の対象外です。これまでどおり指定ごみ袋を使用してください。

お問い合わせ先

鹿嶋市 市民生活部 廃棄物対策課
鹿嶋市大字平井1187番地1
☎ 82-2911(代表)
受付時間 平日 8時30分～17時15分

詳細情報は、市ホームページで
ご確認ください。

